

県内市町村燃料電池補助制度の概要				補助制度の詳細とお問い合わせ先		
市町村名	対象者	補助率	1件当たりの限度額	担当	電話番号	制度の詳細(各市町村ホームページアドレス)
鳥取市	自らが居住する鳥取市内の住宅等に対象設備を設置する方。	1/10	18万円	生活環境課 環境政策係	0857-20-3218	http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1395796056263/
米子市	自らが居住する市内の住宅等に対象設備を設置する方。	1/10	18万円	環境政策課 環境計画係	0859-23-5256	http://www.city.vonago.lg.jp/11687.htm
倉吉市	自ら居住する市内の住宅に設置する個人の方(集合住宅、賃貸住宅も含む)	1/2	18万円	環境課 環境保全係	0858-22-8168	http://www.city.kuravoshi.lg.jp/p/gvousei/div/sangyoukankyou/kankyou/8/
境港市	・市内に自らが所有する住宅等へ家庭用燃料電池を設置する個人または法人 ・市内に所在する住宅等に家庭用燃料電池を設置し、リース契約等により第三者に使用させるもの	1/3	18万円	環境衛生課	0859-47-1060	http://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=11662
岩美町	設置される町民の方	1/3	18万円	環境水道課 環境係	0857-73-1567	http://www.iwami.gr.jp/dd.aspx?itemid=4356#itemid4356
三朝町	町内に住所を有する方で、自ら居住する町内の住宅(店舗、事務所等との兼用は可とする。)に家庭用燃料電池システムを新しく設置される方。		18万円	町民税務課 町民環境室	0858-43-3505	http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/324/764/3726.html
湯梨浜町	町税を完納している次の方です。 ・自らが居住する町内の住宅や店舗などとの併用住宅に補助対象設備を設置する方。 ・自らが所有または管理する集合住宅に補助対象設備を設置する方。 ・補助対象設備が設置されている自らが居住する町内の住宅を購入する方 ・燃料電池システムを所有し、第三者とリース契約などを締結する方	1/2	18万円	役場企画課 企画係	0858-35-5311	http://www.yurihama.jp/page.cgi?p=7993
日吉津村	・民生用燃料電池導入支援補助金交付要綱(平成21年財資第9号)の規定に基づき制定された民生用燃料電池導入支援補助金交付規程(08事033102号)による民生用燃料電池導入支援補助金の交付の決定を受けた者。 ・村内に住所を有し自ら居住する住宅(店舗、事務所等との兼用は可とする。)に対象設備を設置する者。	1/10	18万円	日吉津村 住民課	0859-27-5951	http://www.hiezu.jp/index.php?view=5694
南部町	・南部町内に自らが所有し、居住する家屋又は自らが居住するために新築し、若しくは購入する家屋又は建築物で町内に存するものにエネファームを設置する者 ・現に居住する住宅(自らが所有しないものに限る)にエネファームを設置する者(当該対象設備を法定耐用年数にわたって設置することについて、当該住宅の所有者の承諾を得ている場合に限る)	1/2	24万円	南部町 企画政策課	0859-66-3113	http://www.town.nanbu.tottori.jp/p/admin/kikakuseisakuka/2/5/
日南町	自ら居住する日南町内の住宅(店舗、事務所等との兼用は可)に燃料電池を設置する方。 (経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されたもの、又は同等以上の性能・品質であるもの)	1/10	18万円	住民課 住民生活室	0859-82-1112	http://www.town.nichinan.lg.jp/p/1/15/7/9/2/